

国民年金保険料の割引制度をご存知ですか？

～保険料の納付は、口座振替や前納がお得です～

自営業・学生など第1号被保険者が納める平成27年度の保険料は月額1万5,590円です。送付された納付書にもとづき、毎月納めることもできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると、保険料が割引されます。

口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できますので、お勧めです。毎月保険料を納めるなら、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。前納すれば、さらに割引があります。

前納

6カ月分や1年分をまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。

また、口座振替には2年度分の保険料を前納する2年前納の制度もあり、さらに割引率が高くなっています。

◆前納した場合の保険料額の比較表（平成27年度金額）

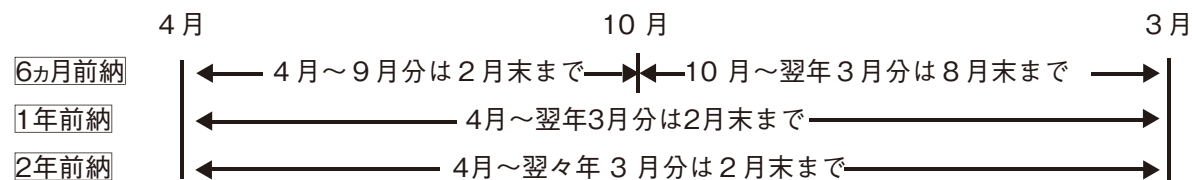
納付方法	前納する期間	前納する保険料額	毎月現金納付の保険料額	前納と毎月現金納付を比べた割引額
現金	1年	18万3,760円	18万7,080円	3,320円割引
口座振替	6か月	9万2,480円	9万3,540円	1,060円割引
口座振替	1年	18万3,160円	18万7,080円	3,920円割引
口座振替	2年	36万6,840円	38万2,200円	1万5,360円割引

お申し込みは簡単！

「口座振替申出書」に必要な事項を記入・押印（金融機関への届出印）し、金融機関又は役場住民課の窓口へ提出してください。なお、郵送の場合は、帯広年金事務所へ提出してください。

※「口座振替申出書」は、金融機関、役場住民課、帯広年金事務所の窓口にあります。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。



●平成28年4月からの2年・1年・6か月前納の申し込みは、2月末までに金融機関又は帯広年金事務所に提出してください。

●郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めに投函していただきますようお願いいたします。

問合せ先 日本年金機構帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155（25）8113
役場住民課戸籍年金係 ☎（574）2213

能登谷安紀子

ヴァイオリン・コンサート



能登谷安紀子（ヴァイオリン）
ヴァイオリン、ピアノ、オルガン、声楽を学ぶ。東京藝術大学音楽学部器楽科ヴァイオリン専攻を経て、同大学院修了。ソロ、室内楽、オーケストラ演奏の他、アウトリーチ演奏活動、合奏・合唱指導、作曲活動等、各地で幅広く活動。



友清祐子（ピアノ）

シャコンヌ ヴィタリー作曲
4つのロマンティックな小品
ドヴォルザーク作曲
そよ風 能登谷安紀子作曲
ほか

2016年3月25日（金）

開場 18:00 開演 18:30

豊頃町える夢館はるにれホール

前売 500円 当日 700円

中学生以下・65歳以上無料

※無料の方も入場整理券が必要です

チケット取扱所

豊頃町える夢館内

★豊頃町教育委員会事務局

★豊頃町図書館

豊頃町役場 大津支所

お問い合わせ

★豊頃町教育委員会

教育課 社会教育係

☎ 015-579-5801

主催 / 豊頃町教育委員会

下半期分の申請を忘れずに！

平成27年度町外通勤者助成金交付事業

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

☆申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
 - ② 雇用証明書（任意）
 - ③ 町税等納入状況調査承諾書
 - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※ ①、③、④は、役場企画課備え付けの様式を使用してください。
- ※ ④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可）
- ※ 平成27年度上半期申請者の方で、勤務先に変更がない場合は、②の提出は必要ありません。

☆助成対象者

- ① 本町に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和59年4月2日～平成9年4月1日生れの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと

☆申請期間

下半期分：平成28年3月15日

～平成28年3月末日まで

☆助成基準日

助成を受けようとする方は3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

☆助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、勤務実績に応じて支給月数が変わります。

☆交付時期

上半期分、下半期分の助成金は、申請月の翌月末までに交付します。

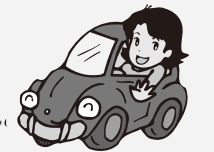
・10月（上半期分）

・4月（下半期分）

☆申請書類の提出先

申請に必要な書類は、役場企画課町づくり推進係（担当、吉田または滝沢）へ直接または電話で請求してください。

なお、町ホームページから申請書類をダウンロードすることもできます。



申請・問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎（574）2216
ダウンロード先 <http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/>